別記様式第3（第9条関係）

放射線測定設備検査済証

番　　号
年　　月　　日
原子力規制委員会　印

下記の放射線測定設備は、原子力災害対策特別措置法第11条第5項の規定に基づく検査を受けたことを認める。

記

設置者	住所及び氏名	
放射線測定設備	種類及び設置の場所	
検査年月日		年　月　日
備考		

備考　この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第4（第11条関係）

防災訓練実施結果報告書

年　月　日

原子力規制委員会　殿

報告者
住所
氏名　　印
（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）
（担当者　所属　電話　）

防災訓練の実施の結果について、原子力災害対策特別措置法第13条の2第1項の規定に基づき報告します。

原子力事業所の名称及び場所	
防災訓練実施年月日	年　月　日
防災訓練のために想定した原子力災害の概要	
防災訓練の項目	
防災訓練の内容	
防災訓練の結果の概要	
防災訓練の結果に向けた改善点	

備考1　用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
2　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

○文部科学省経済産業省令第三号

原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の施行に伴い、並びに原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第十二条第一項及び第四項並びに第十三条第一項の規定に基づき、原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策等拠点施設等に関する省令を次のように定める。

平成二十四年九月十四日

文部科学大臣　平野　博文
経済産業大臣　枝野　幸男

原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策等拠点施設等に関する省令

（定義）

第一条　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　加工事業者　原子力災害対策特別措置法（以下「法」という。）第二条第三号イに掲げる者をいう。

二　原子炉設置者　法第二条第三号ロに掲げる者をいう。

三　貯蔵事業者　法第二条第三号ハに掲げる者をいう。

四　再処理事業者　法第二条第三号ニに掲げる者をいう。

五　廃棄事業者　法第二条第三号ホに掲げる者をいう。

六　使用者　法第二条第三号ヘに掲げる者をいう。

2　前項に規定するもののほか、この省令において使用する用語の例による。

（緊急事態応急対策等拠点施設の要件）

第二条　法第十二条第一項の内閣府令で定める要件は、次の表の上欄に掲げる原子力事業者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

原子炉設置者（実用発電用原子炉（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「規制法」という。）第四十一条の四第一項に規定する実用発電用原子炉をいう。以下同じ。）が設置されている者に限る。）	(1)　当該原子力事業所との距離が、五キロメートル以上三十キロメートル未満であって、当該原子力事業所において行われる原子炉の運転等の特性を勘案したものであること。ただし、その機能が十分に確保される場合においては、この限りでない。 (2)　原子力災害合同対策協議会の構成員その他の関係者が参集するために必要な道路、ヘリポートその他の交通手段が確保できること。 (3)　テレビ会議システム、電話（人工衛星を利用したものを含む。）、ファクシミリ装置その他の通信設備を複数設置し、かつ、通信回線を複数設置すること。 (4)　法第十一条第一項の規定により設置された放射線測定設備その他の放射線測定設備、気象及び原子力事業所内の状況に関する情報を収集する設備を備えていること。 (5)　放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去及び被ばく者の救助その他の医療に関する措置の状況に関する情報を収集及び発信する設備を備えていること。 (6)　原子力災害合同対策協議会を設置する場所を含め床面積の合計が当該緊急事態応急対策等拠点施設の機能を十分発揮させることができるものであること。 (7)　当該原子力事業所を担当する原子力防災専門官の事務室を備えていること。 (8)　当該原子力事業所との距離その他の事情を勘案して原子力災害合同対策協議会の構成員その他の関係者の施設内における被ばく放射線量を低減するため、コンクリート壁の設置、換気設備の設置、放射線を遮へいするための空気浄化フィルターの設置その他の必要な措置が講じられていること。 (9)　人体又は作業衣、履物等人体に着用している物の表面の放射性物質による汚染の除去に必要な設備を備えていること。 (10)　報道の用に供するために必要な広さの区画を敷地内又はその近傍に有していること。 (11)　休息及び仮眠のために必要な広さの区画を敷地内又はその近傍に有していること。